

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
	婦人保護施設運営費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1. [区分] 一時保護所保護費負担金 [種目] 事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあつては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であつて別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等	5/10
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,027,797円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,711,957円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,016,317円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,712,879円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	24,600	24,100	24,000	23,800	23,500	23,400	23,300	23,200	23,100	23,100
21 ~ 30	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700	15,600	15,600	15,500	15,400	15,400
31 ~ 40	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,700	11,600	11,600	11,500
41 ~ 50	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,300	9,300	9,200
51 ~ 60	8,200	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,800	7,700	7,700	7,700
61 ~ 70	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700	6,600	6,600	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,800	5,800	5,800	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,600	4,600

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,000	22,900	22,800	22,700	22,500	22,400	22,300	22,100	22,000
21 ~ 30	15,300	15,200	15,200	15,100	15,000	14,900	14,900	14,800	14,600
31 ~ 40	11,500	11,400	11,400	11,300	11,300	11,200	11,200	11,100	11,000
41 ~ 50	9,200	9,100	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,800
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,300
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400	6,400	6,300	6,300
71 ~ 80	5,700	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900
91 ~ 100	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>					<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,200円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">北海道 7人</p> <p style="margin-left: 20px;">東京都 40人</p> <p style="margin-left: 20px;">神奈川県 10人</p> <p style="margin-left: 20px;">愛知県 5人</p> <p style="margin-left: 20px;">大阪府 5人</p> <p style="margin-left: 20px;">兵庫県 7人</p> <p style="margin-left: 20px;">福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		
	事業費	<p>1 [区分] 婦人保護事業費負担金 〔種目〕事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p>	5/10		事業費	<p>1 [区分] 一時保護所保護費負担金 〔種目〕事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円</p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p>	5/10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数

職種別	本給	特別手当	扶養手当	合計 C=D+(A+B+C)	地域平均(合計×各%)											
					15/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	41,565	33,772	21,174	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	10,391	7,783		
福4-1 施設長 (50名以上)	271,800		13,183	285,083	45,613	37,061	24,210	28,568	25,857	22,807	19,956	17,105	11,403	8,552		
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	24,108	27,714	25,582	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	8,927	6,335		
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	40,927	32,552	30,058	25,048	22,543	20,039	17,534	15,028	10,018	7,514		
福2-12 指導員	218,200	11,700	13,183	244,083	39,053	31,731	29,230	24,408	21,987	19,527	17,086	14,645	9,763	7,322		
福(三)2-29 看護師	229,200	2,800	13,183	244,883	39,181	31,835	29,384	24,489	22,038	19,591	17,142	14,693	9,785	7,344		
福(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	32,859	26,531	24,489	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	8,163	6,122		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	28,637	23,268	21,423	17,898	16,108	14,318	12,529	10,739	7,159	5,269		
福2-5 心理療法指導員	205,800	11,700	13,183	230,683	36,508	29,889	27,682	23,060	20,761	18,455	16,149	13,841	9,227	6,820		

職種別	合計額(合計×地域平均)											
	15/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	9/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	4/100 D+M	3/100 D+N	その他	
福2-29 施設長 (50名以下)	301,248	293,555	290,957	285,761	282,163	280,566	277,968	275,370	272,772	267,576	259,783	
福4-1 施設長 (50名以上)	339,696	322,144	319,283	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	298,446	293,645	285,083	
行(一)2-9 事務員	247,282	240,887	238,765	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	221,710	219,578	213,183	
福2-17 主任指導員	290,580	283,046	280,541	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	262,507	257,897	250,483	
福2-12 指導員	283,130	275,615	273,321	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,286	251,405	244,083	
福(三)2-29 看護師	284,084	276,718	274,269	269,971	266,922	264,474	262,025	259,576	256,678	252,229	244,883	
福(二)2-9 栄養士	236,738	230,914	228,573	224,481	222,450	220,410	218,369	216,328	214,245	210,205	204,083	
行(二)1-37 調理員等	207,640	202,251	200,461	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	186,142	184,352	178,983	
福2-5 心理療法指導員	267,592	260,672	258,365	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	239,910	237,603	230,683	

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数

職種別	本給	特別手当	扶養手当	合計	地域平均(合計×各%)																									
					15.5/100	12/100	11/100	10/100	9.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100	5.5/100	5.2/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1.5/100									
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	37,659	31,324	28,519	28,971	28,082	26,783	25,484	24,185	22,886	21,587	20,288	18,989	17,690	16,391	15,092	13,793	12,494	11,195	9,896	8,597	7,298	5,999	4,700	3,401	2,102	
福4-1 施設長 (50名以上)	271,800		13,183	285,083	41,337	34,210	31,359	31,500	30,232	28,964	27,696	26,428	25,160	23,892	22,624	21,356	20,088	18,820	17,552	16,284	15,016	13,748	12,480	11,212	9,944	8,676	7,408	6,140	4,872	3,604
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	26,382	22,582	20,459	21,210	20,121	19,032	17,943	16,854	15,765	14,676	13,587	12,498	11,409	10,320	9,231	8,142	7,053	5,964	4,875	3,786	2,697	1,608	5,269	2,330	1,241	2,132
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	38,309	32,643	29,848	29,848	28,580	27,312	26,044	24,776	23,508	22,240	20,972	19,704	18,436	17,168	15,900	14,632	13,364	12,096	10,828	9,560	8,292	7,024	5,756	4,488	3,220	1,952
福2-12 指導員	218,200	11,700	13,183	244,083	35,333	29,230	26,859	26,408	25,140	23,872	22,604	21,336	20,068	18,800	17,532	16,264	15,000	13,732	12,464	11,196	9,928	8,660	7,392	6,124	4,856	3,588	2,320	1,052	2,411	
福(三)2-29 看護師	229,200	2,800	13,183	244,883	35,569	29,384	26,933	26,482	25,214	23,946	22,678	21,410	20,142	18,874	17,606	16,338	15,070	13,802	12,534	11,266	10,000	8,732	7,464	6,196	4,928	3,660	2,392	1,124	2,411	
福(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	28,522	24,489	22,419	22,000	20,732	19,464	18,196	16,928	15,660	14,392	13,124	11,856	10,588	9,320	8,052	6,784	5,516	4,248	2,980	1,712	4,301	2,032	1,241	2,031		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	23,333	21,423	19,888	19,469	18,201	16,933	15,665	14,397	13,129	11,861	10,593	9,325	8,057	6,789	5,521	4,253	2,985	1,717	4,301	2,032	1,241	1,780				
福2-5 心理療法指導員	205,800	11,700	13,183	230,683	32,455	27,682	25,313	25,000	23,732	22,464	21,196	19,928	18,660	17,392	16,124	14,856	13,588	12,320	11,052	9,784	8,516	7,248	5,980	4,712	3,444	2,176	9,331	2,392	1,241	

職種別	合計額(合計×地域平均)																														
	15.5/100 D+E	12/100 D+F	11/100 D+G	10/100 D+H	9.5/100 D+I	8/100 D+J	7.5/100 D+K	7/100 D+L	6.5/100 D+M	6/100 D+N	5.5/100 D+O	5.2/100 D+P	4/100 D+Q	3/100 D+R	2.5/100 D+S	2/100 D+T	1.5/100 D+U														
福2-29 施設長 (50名以下)	287,452	259,352	248,353	234,781	221,885	208,688	219,217	217,369	216,899	215,370	213,841	212,312	210,783	209,254	207,725	206,196	204,667	203,138	201,609	200,080	198,551	197,022	195,493	193,964	192,435	190,906	189,377	187,848	186,319	184,790	
福4-1 施設長 (50名以上)	328,420	319,232	316,452	312,591	309,211	307,496	306,414	305,332	304,250	303,168	302,086	301,004	300,022	299,040	298,058	297,076	296,094	295,112	294,130	293,148	292,166	291,184	290,202	289,220	288,238	287,256	286,274	285,292	284,310	283,328	
行(一)2-9 事務員	254,025	228,385	228,333	234,501	231,356	229,226	229,112	228,166	227,810	226,864	225,918	224,972	224,026	223,080	222,134	221,188	220,242	219,296	218,350	217,404	216,458	215,512	214,566	213,620	212,674	211,728	210,782	209,836	208,890	207,944	
福2-17 主任指導員	248,880	240,341	238,020	235,031	231,215	229,322	229,217	228,912	228,785	228,512	228,240	227,968	227,696	227,424	227,152	226,880	226,608	226,336	226,064	225,792	225,520	225,248	224,976	224,704	224,432	224,160	223,888	223,616	223,344	223,072	
福2-12 指導員	229,475	223,379	220,922	218,465	216,008	213,551	213,446	213,141	212,836	212,531	212,226	211,921	211,616	211,311	211,006	210,701	210,396	210,091	209,786	209,481	209,176	208,871	208,566	208,261	207,956	207,651	207,346	207,041	206,736	206,431	
福(三)2-29 看護師	290,281	276,278	274,820	269,371	266,822	264,273	264,168	263,863	263,558	263,253	262,948	262,643	262,338	262,033	261,728	261,423	261,118	260,813	260,508	260,203	259,898	259,593	259,288	258,983	258,678	258,373	258,068	257,763	257,458	257,153	256,848
福(二)2-9 栄養士	233,825	228,372	226,824	224,497	221,337	220,410	221,363	221,317	221,270	221,224	221,178	221,132	221,086	221,040	220,994	220,948	220,902	220,856	220,810	220,764	220,718	220,672	220,626	220,580	220,534	220,488	220,442	220,396	220,350	220,304	
行(二)1-37 調理員等	205,338	200,141	198,612	197,881	197,150	196,419	196,163	195,907	195,651	195,395	195,139	194,883	194,627	194,371	194,115	193,859	193,603	193,347	193,091	192,835	192,579	192,323	192,067	191,811	191,555	191,299	191,043	190,787	190,531	190,275	
福2-5 心理療法指導員	244,127	236,215	236,595	233,751	230,281	229,140	229,111	229,081	229,052	229,023	228,994	228,965	228,936	228,907	228,878	228,849	228,820	228,791	228,762	228,733	228,704	228,675	228,646	228,617	228,588	228,559	228,530	228,501	228,472	228,443	228,414

新

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 略	
(2) 期末勤勉手当		(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額	<u>4. 5</u> (円未満切捨)
(3) 略		の合算額とする。	
(4) 略			
(5) 略			
(6) 略			
(7) 略			

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
(2) 期末勤勉手当		(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	<u>4. 47</u> (円未満切捨)
(3) 管理職手当		(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0. 125
(4) 管理職員特別勤務手当		(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 4,000円	勤務回数
(5) 超過勤務手当		(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0. 0427
(6) 住居手当		(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
(7) 通勤手当		(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員について算定した手当月額	12

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略		
	(9) 略		
	(10) 略		
	(11) 略		
	(12) 略		
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.17958を乗じて得た額	12
管理費	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,457,840円	1
	(16) 略		
	(17) 略		

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等年休代替要員費	年額 106,400円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.17713を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
管理費	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,444,540円	1
	(16) 旅 費	5,900円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁 費	57,120円	同上

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略			
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)略			
(21)略			
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)略			
(26)略			

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
	51人以上の施設 年額	785,400円	1
(19)職員研修費		3,190円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(21)職員健康管理費		5,290円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)各所修繕費		1㎡当たり 379円	当該施設の実延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(23)入所者保健衛生費		3,150円	取扱定員
(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
(25)非常勤職員処遇改善費		5,290円	1
(26)苦情解決対策経費		27,216円	1

新

旧

略

経費の
種類

経費の区分

単 価

員 数

(27) 調理業務外
部委託費

調理業務の全部を委託する場合は、その委託料
(事務費相当) の月額

1 2

以下略

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

資料 9

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、平成17年1月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市(児童相談所設置市を除く。)及び市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活支援事業(モデル事業)</p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業(母子生活支援施設)</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、平成17年1月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市(児童相談所設置市を除く。)及び市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業</p> <p>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親委託推進事業</p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業(母子生活支援施設)</p>

新

旧

- 設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業
- (10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
 - (11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

- 設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業
- (10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
 - (11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

新	旧
<p>目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p>	<p>目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p>